

滋賀県トラック運送事業者 燃料高騰対策支援金のご案内

一般社団法人滋賀トラック協会(以下「協会」という。)は、滋賀県から交付される令和4年度滋賀県貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業費補助金を用いて、厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者に対して、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する額を対象に、令和4年度に限り予算の範囲内で滋賀県トラック運送事業者燃料高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を支給します。

申請期間: R5年2月13日(月)から R5年2月28日(火)まで

対象者

次のすべての要件に該当している者を対象とする。

①	申請時点において、 <u>一般(特定)貨物自動車運送事業の許可を得て、運送事業を営んでおり、R3年4月からR5年1月まで運行実績があること。</u>
②	滋賀県内に本社または営業所をおく中小企業、もしくは住所地を有する個人事業主であること。
③	◆資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であること。 ◆次に当てはまらないこと。 ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 イ 発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
④	支援金申請者(代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。)が暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

※協会の会員・非会員を問わず、支給対象となります。

支給のあらまし

滋賀県トラック運送事業者燃料高騰対策支援金は、R4年10月～R5年1月末において使用された燃料に対して、支援を行います。

支援対象 経費	1台あたり 軽油購入かかり増し経費 (※①) × 1日あたり想定燃料使用量 30ℓ × 30日間 × 4か月
補助率	2分の1
申請 締切	<u>令和5年2月28日(消印有効)</u>

- ※① 軽油購入かかり増し経費
令和4年4月から令和5年1月に購入した軽油の平均価格(円/ℓ)から
令和3年4月から令和4年3月に購入した軽油の平均価格(円/ℓ)を
引いた差額(税抜価格)
- ※② 上記のかかり増し経費は、5円を上限とする。

対象車両

- ◆支給要件を満たす事業者が、令和4年9月30日時点において滋賀県運輸支局に登録し、令和4年10月～令和5年1月末まで事業に用いている、軽油を燃料とする貨物自動車対象車両です。
- ◆ただし、被牽引車など原動機を有しない車両、軽貨物自動車は除きます。
- ◆登録番号が「滋賀」のナンバーが対象車両です。

申請書類

①	様式1(申請者に関する情報)
②	様式2(営業所および申請内容に関する情報)
③	様式3(誓約書)
④	様式4(支払口座振替依頼書)
⑤	本人確認書類(運転免許証等)
⑥	トラック協会非会員の方のみ ・ 申請する車両の車検証の写し ・ 貨物自動車運送事業許可書の写し ・ 口座番号のわかる資料(通帳の表紙および裏面等の写し)

申請方法

- ◆ 滋賀県トラック協会ホームページ(右記QRコードのホームページ)から申請書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ郵送してください。 URL: <https://www.shiga-ta.or.jp/news/9141/>
- ◆ 下記の申請先まで郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」または「特定記録郵便」で送付してください。
- ◆ 申請締切: **令和5年2月28日(火)**
※消印有効
※**必ず期間中に申請をしてください。**



注意事項

補助金の不正受給は犯罪です。
申請内容に偽りがあった場合は、補助金を返還する必要があります。
申請内容の根拠書類は**5年間**かならず保管してください。
また、必要があると判断した場合は調査を行うことがあります。

申請先・お問い合わせ先

一般社団法人 滋賀県トラック協会

燃料高騰対策支援室 TEL:077-585-8011

受付時間 9:00~12:00 13:00~16:45 ※土日、祝日を除く

【申請書送付先】 〒524-0104 滋賀県守山市木浜町2298-4

一般社団法人 滋賀県トラック協会 燃料高騰対策支援室 宛